

令和2年度 春の交通・生活安全市民運動等実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 春の交通安全市民運動

期 間：令和2年4月6日(月)～15日(水)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者の交通安全、後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

イ 自転車安全利用促進強調月間

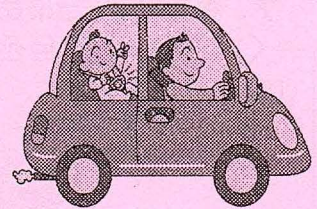
期 間：令和2年5月1日(金)～31日(日)までの1か月間

重点事項：自転車の安全利用促進

ウ 名古屋さわやかロード月間

期 間：令和2年6月1日(月)～30日(火)までの1か月間

重点事項：違法駐車・青空駐車 of 追放



(2) スローガン マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 主要実施事項

ア 春の交通安全市民運動

◇子どもと高齢者の交通安全 ～横断歩道は歩行者優先～

- ①ドライバーは、子どもや高齢者等を見かけたら速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践しましょう。また、横断歩道等で歩行者等を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した運転を行いましょ。
- ②新入学児童・園児のいる家庭では、通学(園)路等を一緒に歩き、信号の意味と見方、横断の仕方などの具体的な交通安全指導を行いましょ。
- ③加齢に伴う運動機能等の低下により、交通事故の危険性が高まっていることなど、高齢者自らが理解するよう、話し合いましょ。また、安全運転サポート車や後付けのペダル踏み間違い防止装置の利用を推進するとともに、運転に自信のない方に対しては、運転免許の自主返納を勧め、体調がすぐれないときには、運転を控えるように呼びかけましょ。

◇後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底 ～シートベルト・チャイルドシート着用確認～

- ①子どもが乗車するときは、チャイルドシートを正しく使用するよう徹底しましょ。
- ②地域や職場などでは、シートベルト・チャイルドシート非着用時の危険性を周知し、後部座席を含む全ての座席の正しい着用を徹底するよう注意喚起しましょ。

イ 自転車安全利用促進強調月間

◇自転車の安全利用促進 ～自転車を利用するときはヘルメットを着用～

- ①通学通勤の拠点となる駅や交差点等におけるマナーアップキャンペーンや交通安全教室等を開催し、交通ルールやマナーの遵守を普及啓発しましょ。

<自転車安全利用五則>

- | | |
|---------------------|------------|
| 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 | 2 車道は左側を通行 |
| 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 | 4 安全ルールを守る |
| 5 子どもはヘルメットを着用 | |

- ②自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょ。
- ③子どもと高齢者のヘルメット着用を推進しましょ。

ウ 名古屋さわやかロード月間

◇違法駐車・青空駐車 of 追放 ～交通渋滞や交通事故を誘発～

- ①違法駐車・青空駐車をなくすため、キャンペーンや駐車マナーパトロールを実施するほか、道路を駐車場代わりにしないよう話し合いましょ。
- ②わずかな時間でも自動車・自動二輪車は駐車場に止めるよう呼びかけましょ。

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 春の生活安全市民運動

期 間：令和2年4月1日(水)～10日(金)までの10日間

重点事項：子どもの安全を守る活動の推進、住宅対象侵入盗の被害防止、自動車盗の被害防止、振り込め詐欺の被害防止

イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

実 施 日：令和2年5月26日(火)

重点事項：自転車盗の被害防止

(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

ア 春の生活安全市民運動

◇子どもの安全を守る活動の推進 ～子どもだけで行動する時間帯に注意～

- ①新入学児童などに、子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。



- ②登下校時の子どもの見守り活動や、不審者情報への対応を徹底しましょう。

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～窓からの侵入が多発～

- ①4月は新年度、新学期が始まり、慌ただしい時期ですが、自分の家も狙われているという意識を持ち、短時間の外出でもカギかけを徹底しましょう。
- ②「窓」からの侵入が全体の6割を占めます。補助錠や警報機などをつけ、防犯性能を向上させましょう。

◇自動車盗の被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②ハンドルロック器具や警報機などの盗難防止機器を組み合わせ活用しましょう。

◇振り込め詐欺の被害防止 ～犯行の手口も巧妙化～

- ①区役所職員などを名乗っての「還付金の手続きのためATMに行け」は詐欺です。慌てず区役所などに還付金の有無を確認しましょう。
- ②在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。



イ 自転車盗難防止「ツーロックの日」

◇自転車盗の被害防止 ～盗難の約5割超が施錠なし～

- ①丈夫なワイヤー錠などを活用し、ツーロックを徹底しましょう。
- ②自転車から離れるときは、少しの時間でも必ずカギをかけましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 市民経済局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,300部 通番54号